

第2部 第2章 第1節 政治の役割と政治参加

確認1

- ① 代表民主制（間接民主制）
- ② リースマン
- ③ ポピュリズム
- ④ 議院内閣制
- ⑤ ねじれ国会
- ⑥ 両院協議会
- ⑦ 弾劾裁判所
- ⑧ 委任立法
- ⑨ 影の内閣（シャドーキャビネット）
- ⑩ ブライス
- ⑪ 二元代表制
- ⑫ レファレンダム
- ⑬ オンブズマン（オンブズパーソン）制度
- ⑭ 政治資金規正法
- ⑮ 政党助成法
- ⑯ 普通選挙
- ⑰ 大選挙区制
- ⑱ アダムズ方式

確認2

- ⑲ 150 日間
- ⑳ 臨時会（臨時国会）
- ㉑ 特別会（特別国会）
- ㉒ 参（議院）
- ㉓ 衆（議院）
- ㉔ 1/50
- ㉕ 首長
- ㉖ 監査委員
- ㉗ 1/3
- ㉘ 選挙管理委員会
- ㉙ 首長
- ㉚ 1 人（1 名）
- ㉛ 死票
- ㉜ 区割り（選挙区割り）

演習

問 1 正解：④

- ① ○：正しい。
- ② ○：正しい。
- ③ ○：正しい。2016 年の参院選の投票率は、14 年、17 年の衆院選の投票率を上回っているほか、25 年の参院選も 24 年の衆院選の投票率を上回っており、近年は上回る例も増えてきている。
- ④ ×：「上昇し続けている」が誤り。衆議院では 2021 年から 24 年にかけて、参議院でも 2016 年から 19 年にかけて投票率の低下がみられる。

問 2 正解：③（ア、エ）

- (ア) ○：憲法 67 条の規定と一致しており、適切な記述である。
- (イ) ×：憲法 69 条で、10 日以内の衆議院解散、解散しない場合の内閣総辞職を定めているのは、「衆議院」で不信任の決議案が可決された場合であり、「衆議院または参議院のいずれか」という記述が不適である。
- (ウ) ×：憲法 41 条で国会が立法権を、65 条で内閣が行政権を、76 条で裁判所が司法権を担うことが規定され、この 3 者がお互いに抑制と均衡を図る「三権分立」が日本国憲法の原則となっており、「内閣が国会に優越」という記述は不適である。
- (エ) ○：憲法 83 条、86 条は、内閣が提出する予算案の実施には国会の審議・議決が必要であるとし、また 62 条は国会が内閣（行政）の政策や活動について調査を行い、説明責任を求める「国政調査権」を規定しているなど、国会にはさまざまな面で内閣を監督する権限が与えられており、適切な記述である。

問 3 正解：②

- ① ○：政策課題が複雑化・専門化する中で、官僚機構が具体的な政策立案を担う割合が増大することによって、法律の具体的な基準や運用は行政内部で決まる傾向が強まり、国会（民主的に選ばれた議員）の統制が弱まっていく、という流れは行政国家化の特徴とリスクに関する適切な記述である。
- ② ×：行政国家化が進むと、国会が法律の大枠を定め、基準や運用を行政に「委任」する傾向が強まるため、増加するのは「委任立法」であり、それゆえ行政の影響力も強まっていくとされる。このため、委任立法の減少、行政の弱体化などは行政国家化の影響として逆の説明となっており、不適である。
- ③ ○：政策立案や実務を担う官僚の影響力が強まった結果、官僚が各業界に関する専門的知識や人脈を有するようになったことで生じる、退職後に関連業界に再就職する「天下り」は、行政国家化による問題の一つであり、適切な記述である。
- ④ ○：行政組織のスリム化・効率化を図った中央省庁の再編、国営で行われてきた公共サービスを民営化した郵政民営化は、いずれも行政の肥大化（行政国家化）への対策としての性質をもっているため、適切な記述である。